

子どもたちに豊かな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

中央教育審議会「質の高い教師の確保特別部会」から答申が出された。そこには、改正義務標準法により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられていることに関して、「多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく必要がある」と述べられている。少人数学級の必要性は、中学校においても変わりなく、小学校に留まることなく実施を進めていく必要がある。さらに、きめ細やかな指導を行うために、今後は30人学級の実現と、それに伴う教職員定数の改善が不可欠である。また、多様な子どもたちに向き合うためには、多様な学びの場が必要である。全国の小・中学校における不登校児童生徒数は、2022年度は約29万9千人おり、過去最多となっている。さらに、その内の約11万人は、学校内外で相談や指導を受けておらず、社会的にも大きな問題となっている。神奈川県では、今年度から「校内教育支援センター」への支援員の配置がなされ、学級に入りづらい子どもたちの学校での居場所の確保や支援の充実が期待される。しかし、配置は174人であり、約2万人の不登校児童生徒数に対応できるものではない。子どもたちへのきめ細やかな指導と、心の安定に資するためにも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内教育支援センターの支援員等の配置拡充が必要である。

さらには、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる、また、その機会が均等にあるよう、必要な財源を国が保障することが必要である。

よって、次の事項について配慮されるよう、強く要望する。

1. まず、小学校の35人学級を進め、中学校でも35人学級を早急に実施する等、計画的な教職員定数改善を図ること。また、30人学級の実現に向けて検討すること。
2. 喫緊の教育課題である不登校やいじめ等に対して、子どもたちが安心して学ぶ環境を整えるため、スクールカウンセラー等の配置拡充を図ること。
3. 義務教育の根幹である機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

平塚市議会